

もあれになったものですから担当者にお聞きしたほうがいいかなと思いますので、その辺はまたよろしく願いいたします。

災害についても、いろいろと取り組んでいることをご答弁いただきました。本当に情報がやっぱり遅いと避難も遅れるよね。それにはやっぱり情報の提供というのは防災ラジオなども上手に利用して、危険のないようにということを求めたいと思います。

時間もないもので、いろいろ再質問用意してまいりましたけども、また機会がありましたらよろしく願いいたします。

質問を終わります。

○浅野敏明議長 次に、個人質問を行います。

勝見英一朗議員の質問

○浅野敏明議長 順位7番、議席番号2番、勝見英一朗議員。

(2番勝見英一朗議員登壇)

○2番 勝見英一朗議員 政新長井の勝見です。本定例会では、質問は大きく市職員の時間外勤務等の状況と学校教育における基準の2点です。まず、市職員の時間外勤務と休暇・休業の取得状況に関し、副市長と総務参事に見解をお尋ねいたします。

最初に、この質問の観点から申し上げます。

昨年、東置賜郡の町の事業者に伺いました。そのときに、事業所を経営する方からさすが長井市は大したものだと言われました。手続に長井市役所に行ったら、待合スペースがあって情報を掲示する掲示板があって、職員の対応もこの手続が終わったら次に何番の窓口に行くと、とても丁寧に対応してくれたということで。そのほかにも、市役所職員は一生懸命仕事をしてるという声も聞きます。これは市民と

して大変ありがたいことです。そのような職員になお一層健康で職務に専念していただきたい。そのためには適切な休みも必要だという思いから、現状に関して質問いたします。

まず、1点目は時間外勤務に関してですが、市の資料によれば時間外勤務が月45時間以上の職員の割合は令和3年度は9.3%、令和2年度が7.5%ということです。総務省の調査では令和2年度の市区町村平均は4.5%ですので、大きく開いていると感じました。ただ、ここ3年間はコロナ禍や庁舎移転など特別な事情があり、結果として時間外勤務が多くなったと考えますので、令和2年度以降の時間数をもって問題があるとは言えないとも思っております。

しかし、新型コロナウイルスへの対応は今後も続きますし、頻発する大規模な自然災害も100年に一度ではないと考えるのが常識になっている中では、市職員の精神的、身体的負担を軽減し、過重な勤務が続かないようにすることを考えなければならないのだろうと思います。

本市の時間外勤務が月45時間以上の職員の割合は、令和元年度は5.2%、平成30年度は3.8%でしたし、その2年間の月100時間超の職員の割合も0.4%でほぼ全国並みでしたので、まずは令和元年度当時の状況に戻していくことが必要だと感じたところです。

あわせて、他律的業務の比重の高い部署等として定められている部署における時間外勤務を見ていきますと、全国の市区町村平均に比べて高い状況にありますので、この部署に対する配慮も必要と考えます。

そこで、総務参事にお尋ねいたします。

まず、こうした時間外勤務の状況についてどのように把握されているか。

また、これを全国平均程度まで戻していくことが必要だと考えますが、それをどのように行っていくのかお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、市職員の年次有給休暇取得状況を見えます。総務課の資料によれば、ここ5年間の平均取得日数は10日前後ですので、令和2年の総務省資料の職員数100名以下の市区町村の平均9.5日と比較してもほぼ全国平均並みと考えることができます。ただ、取得日数が年5日に満たない職員の割合に限っては、本市は令和元年度が13.8%だったものの令和2年度が34.2%、令和3年度が35.3%と高止まり傾向で、総務省の令和2年度の同項目の数値24.1%と比べても高いと言わざるを得ない状況です。この年5日以上取得については、労働基準法改正により平成31年4月1日以降、年次有給休暇日数が10日以上全ての労働者に対し毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが義務づけられております。また、その確実な取得のために、本人からの請求だけでなく時季指定による取得あるいは計画的付与による取得などの方法を採用することが進められております。

こうして考えれば、本市の職員の心身のリフレッシュのために確実に年5日以上年次有給休暇を取得できるよう職場環境における配慮が必要と考えますが、総務参事のお考えはいかがでしょうか。

次に、男性職員の育児参加に関し総務参事にお尋ねいたします。

現在、本市はもちろんのこと全国で生じる課題の最大の起因は人口減少にあると言ってよいと思います。国においても子育て支援に多くの予算を投じる動きにあり、東京都のように子供1人に5,000円を配るといった自治体もありますが、財政規模の優劣で子育て支援策の内容が左右されることのないよう、国にはしっかりとした支援策を構築していただきたいものです。

同時に、男女共同参画社会の観点から男性も仕事と子育てを両立できる環境づくりが重要とされ、男性の育児参加が求められるようになってまいりました。男性の育児休業はもちろんの

こと、昨年10月1日からは子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠、いわゆる産後パパ育休の制度が施行され、本市においても条例改正が行われたところです。そのように育児への男性参加が望まれる中ですが、実際は男性の育休等の取得は期待されるほど進んでいないのが実情です。

昨年1月の新聞報道によれば、2020年の地方公務員男性の育児休業取得率は13.2%だったということでした。それでも前年度より5.2ポイント増えているということですから、徐々に浸透しているとは言えそうです。

さて、本市ですが、令和3年度の男性職員の育児休業取得率は28.6%、これは令和2年度の10%、令和元年度の0%、平成30年度の14.3%、平成29年度の0%に比べれば大分伸びたと言ってよいと思います。しかし、まだ数値は低いと言わざるを得ない気がいたします。取得期間も2カ月以下が1名、1カ月以下が3名と比較的短い期間のように見えます。

一方、配偶者出産休暇または育児参加のための休暇を取得した男性職員の割合は、令和3年度が71.4%、令和2年度が90%、令和元年度が83.3%などとなっております。目標は100%であるものの高い数値を示しております。しかし、配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を5日以上取得した男性職員の割合となると、令和2年度が40%だったものの令和3年度は14.3%、令和元年度が16.7%、平成30年度が28.6%、平成29年度が0%で、配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上取得することが推奨されている中では改善すべき点であろうと感じたところです。

その上で総務参事にお尋ねいたしますが、男性職員の育児参加に関し男性職員の育児休業取得のための課題をどのように捉えていらっしゃるか。また、配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上取得する割合をどの

ように向上させようと考えておられるか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

この件の最後に副市長に伺います。

ここまで市職員の時間外勤務や休暇・休業の取得状況等について伺ってきました。適切に休みを取るということは、職員がリフレッシュし新たに職務に向かうエネルギーを蓄えるために必要なことと考えます。自分のことを振り返ってみると、休みを取らずに1日12時間勤務することが誇らしいと思ってきましたが、結果として教員希望者の減少につながってしまったのかと反省しないではられません。自分の時代の働き方が間違っていたとは思わないながらも、今の時代、職員それぞれの事情に合った働き方が求められているのだろうと理解いたしますが、副市長はどのようにお考えでしょうか。

職員の仕事と生活の両立を考えたとき、休暇など適切に取得することが大切であり、それを可能にする職場環境が大事だと考えるのですが、現状をどのように受け止めておられるのかお考えをお聞かせください。

次に、学校教育の基準に関し教育長と学校教育課長に質問いたします。

最初に、校則全体を見て学校教育課長はどのように感じておられるかお尋ねいたします。

長井市内8校の校則または内規を見せていただきました。まず第一印象として、枠にはめられた感じを持ったのですがいかがでしょうか。

校則は必要に応じて順次取り入れられていきますので、自然と増えていきがちです。規則が増えるとどんな行動を取るべきか考えるよりも規則に従うことに意識が向かい、本来の考える姿からは逆に離れてしまうことになりかねません。例えば、特別教室へ移動するときは廊下の右側を2列で歩きますとあるのですが、ぶつからないように歩けばいいだけではないかと思ってしまう。私はできるだけ決まりは少ないほうが自分で考える場面が増えると考えている

のですが、そういう目で見ると今の校則は枠にはめ過ぎではないかと感じてしまいます。その点、学校教育課長はどのように感じておられるでしょうか。

次に、2点目です。ここで細かい点まで立ち入ることはそぐわないと思いますので、一、二の例を挙げるにとどめます。

例えば、授業の始めと終わりに「お願いします」、「ありがとうございました」と挨拶することになっておりますが、何をお願いし誰に感謝するのでしょうか。最初と最後に起立して礼をするのは緊張感を持つために必要と思いますが、教員は授業するのが仕事ですから生徒に感謝を強いる必要がないというのが私の考えです。社会生活において挨拶は非常に大切ですし、コミュニケーションの基本のキでもあります。しかし、これはどうも行き過ぎと感じます。

同様に、職員室に入るときの挨拶も「失礼します」はいいにしても、「何年何組の誰れです。誰々先生に用があって入ります」と言うことになっておりますが、職員室だけの儀礼になっていないのでしょうか。

昨年12月に文部科学省より生徒指導提要の改訂版が出されました。生徒指導提要は、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論や実際の指導法をまとめたもので、学校教職員の基本書として平成22年3月に初めて出されました。そしてその後の社会的変化を受けて、昨年初めて改訂されたものです。その改訂版で、校則は現状に合う内容に変更する必要があるか、また本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められるとされております。校則が学校だけの常識になっていないか。子供や保護者あるいは学校関係者以外の意見は生かされているのかなど、校則がどのように見直されているのか学校教育課長に伺います。

3点目です。今取り上げました生徒指導提要改訂版では、校則はふだんから学校内外の関係

者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことが適切であると示されました。本市においては、校則や内規は当然ながら児童生徒及び保護者には通知されているものの、それ以外に対する公開は十分ではないと感じます。これまでは校則は学校関係者以外には関係ないという感覚だったと思いますが、公開することにより校則一つ一つが社会通念に照らして根拠があるのか厳密に問われることになり、それにより児童生徒にとって納得して受け入れることのできる校則になるというのが改訂の趣旨ではないでしょうか。生徒指導提要が改訂された背景を踏まえ、校則や内規を学校のホームページ等に公開してはどうかと考えますが、教育長はどうお考えでしょうか。

あわせて、教育現場において生徒指導の基本書である生徒指導提要の浸透を図る必要があるのではないかということにも触れておきたいと思います。

教育の基準を示すものとして学習指導要領があり、全ての教員がそれを理解し、その基準に沿って授業が行われておりますが、同様に生徒指導の手引として生徒指導提要があります。ここでは障がいへの理解や非行、いじめへの対応、家庭との連携など学校内外の問題への対応が詳細に語られております。この生徒指導提要は、学習指導要領と同じように教育現場で理解されるべきものだろうと考えます。生徒指導は学習指導と違って全ての事例において事情が異なりますので、個別の事情に応じた対応をするのが実際ですが、しかし基本となる考え方を持つことは重要です。そして、その基本に立つなら校則の見直しも公開も、その必要性を分かってもらえるはずです。

生徒指導の基本書としての生徒指導提要を教育現場に浸透させることについても併せて教育長にお尋ねいたします。

最後に、教育長に教員の研修図書として国語

教師大村はまの「教えるということ」という本を整備してはどうかと提案いたします。現在の教員にとって、しなければならぬことがあり過ぎます。私などもそれを承知で現場の先生に求めているところもあり、教員の負担軽減と矛盾しかねないと思いながら、しかし学力や生徒指導などそこそこでいいとはならず、承知でいろいろ言わせていただいているというのが本音です。その中で、先生方に少しでも自信を持っていただき、また自分の仕事に誇りを持っていただくためにどうすればいいだろうと思い巡らす中で、教育に携わる本質を感じ取っていただくことが一つの方法ではないかと考えたところ です。

そうした思いに基づいて提案いたしますが、国語教師大村はまの著書「教えるということ」を教員の研修図書として整備してはどうかと考えるのですが、教育長はどうお考えになりますか。

教育現場の多忙化は給特法4%の見直しは必要なことだが本筋ではない。教師本来の業務を明確にすることと、配置基準の見直しでしか解決できないと考えております。その教師本来の業務とは何かに気づかせてくれるのが大村はまの著書「教えるということ」だと思います。少し古い本ではありますが、それだけに本質を見ている気がいたします。これを教師の研修図書とすることについて、教育長のお考えをお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。

○浅野敏明議長 齋藤環樹副市長。

○齋藤環樹副市長 まずお答えする前に、議員のご質問の中で職員へのお褒めの言葉を紹介いただきました。また、一生懸命仕事をしている職員に健康で職務に専念してもらうためには適切な休みも必要という思いからのご質問ということで、大変職員の励みにもなるということでお礼というか感謝を申し上げたいと思います。

それでは、私にお尋ねの間1、市職員の時間外勤務時間及び休暇・休業の取得状況について（4）職員の時間外勤務や休暇・休業等は仕事と生活のために適切に取得されることが望ましいが、現状に対しての受け止め方はというお尋ねにお答え申し上げます。

初めに、労務管理といいますか人事管理についての基本的な考え方を申し上げますと、市は使用者の立場として安全配慮義務を有しております。職員に対する労働法制の整備と適切な運用を担保する責任がございます。また、職員が心身の健康を維持し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら職務に従事できる環境を整えることは、組織としての市役所がその力を遺憾なく発揮し、住民に対する質の高い行政サービスを提供することにつながるものと考えております。

次に、現状の受け止めでございますが、まず地方公務員を取り巻く外的状況といたしましては、デジタル社会の到来など技術革新とその実装、大規模災害や感染症などのリスクの増大、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、ライフプランや価値観の変化、多様化などの大きな社会情勢の変化がございます。

今申し上げました外的状況に加えまして、個々の職員のライフスタイル、仕事に対する価値観の多様化等を踏まえながら市行政への高い貢献意欲を持つ職員を確保し、やりがいを持って職員それぞれの事情に合った働き方ができる環境を整えることが重要だと考えております。

ただ、その一方で市役所全体の業務量でございますが、少子高齢化への対応など新たな行政課題の発生、地方分権に伴う国、県からの事務移譲、福祉関係の施策の改変、地方創生やマイナンバーカードなどの新たな施策の推進、新型コロナウイルス感染症対策などさらなる増大が続いております。こういった状況を一過性の特殊な状況かといいますと、いつか平常の状態に

戻るかといえば、私の経験上そうはならないと考えております。私が市役所に奉職してから41年ほどになりますが、振り返ってみましても市役所の業務量は質、量ともにこれは増加の一途をたどっております。恐らくはこれからも当分の間は次々に仕事は湧いてくる、降ってくる。それが基礎自治体としての宿命であるとの一定の覚悟と想定の下に、対応していくことが必要であると考えております。

議員からお話がありました現在の市職員の時間外勤務や休暇・休業の取得状況については、好ましい状況にあるとは考えておりません。

現状を改善するためには、これまでも実施してきたICTツールの活用や業務のアウトソーシング等に加えAIやRPA等の活用による提携業務を中心に業務時間の削減による事務負担の軽減を図るとともに職員の業務内容や仕事の進め方を把握し、課題の分析や業務の再配分、応援態勢の構築などきめ細かな対策を地道に継続、進化させていくことが必要であると考えております。

職員が適切に休暇を取得し心身の健康を保つためには、必要な休暇を気兼ねなく取得することができる職場環境を整えることが重要であり、そのための取組を3つほど検討しております。

1つは、産業医に精神科医を加えること。現在、時間外勤務が一定時間を超えた場合は産業医による面談を実施し、本人のメンタルと体調の両面で医師によるフォローを行っておりますが、近年は業務の複雑化や多様化によりメンタルに不調を来す職員もおり、より専門的な対応が必要となります。そこで、現在の産業医、これは消化器内科が専門の先生ですけれども、それに加え専門の精神科の先生を加えることでより適切な対応が図られるものと考えております。

あと2つ目でございますが、長時間勤務を行った職員に半ば半強制的に休暇を取らせる制度の導入でございます。長時間勤務を行っている

職員は、年次有給休暇の取得もできない状況であると考えております。そこで所属長がなかなか判断ができないという場合は、例えば私からの指示ということでも結構なんですけど、例えば3日程度の連続休暇を取得させ、休息を得ることでリフレッシュすることができるような制度、システム、そうした運用でもしない限り現状は変更できないと考えております。

3つ目として、今申し上げました制度を実現するためにも特定の職員に負担が偏ることがないよう事務のマニュアル化、職員間の情報の共有を図ること。これをしないと、当該職員は安心して休暇を取得できません。さらに、デジタル技術を様々な部署で活用することで事務を効率化し職員の負担軽減になるよう、所属長による業務の管理にも取り組んでまいります。

今後ともこうした取組を継続、発展させながら限られた行政資源、人、物、金と申しますけれども、の制約下にあっても職員の資質と数を確保し、職員の心身の健康を維持し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら行政サービスの水準の維持、向上を図っていきたくと考えているところでございます。

○浅野敏明議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 勝見議員のほうから、教育委員会に対して大きく2つご質問とそれからご提言をいただいたと思います。

1つは校則について、そして2つ目は教員の研修材としてのご提言だったと受け止めました。

まず、この校則についてでございますが、これは(1)から(3)まで貫くものとして本市としての捉え方をまずお話をさせていただきたいと思っております。

勝見議員のご質問は、令和4年12月の改訂生徒指導提要に示されている考え方に立ち、校則を窓口学校教育に基本的な方針を問うたものと捉えました。

まず、この改訂生徒指導提要の前書きに示さ

れている大切にしている考え方をここで確認したいと思っております。

生徒指導提要では、大きく2つの方向性が示されています。1つは、生徒指導上課題が深刻となる中、事案に応じて学校だけでなく家庭や専門性のある関係機関、地域などの協力を得ながら社会全体で子供たちの成長、発達に向け包括的に支援していくことが必要であること。それから、2つ目は令和4年の6月に成立したことも基本法、この中の理念3にのっとり、子供たちの健全な成長や自立を促すために子供たちが意見を述べたり他者との対話や議論を通じて考えることが重要であるとし、校則については児童会や生徒会等の場において確認したり議論したりする機会を設け、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、児童生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら考えるといった教育的意義を要するというものであること。

生徒指導に関するご質問については、この視点からお答えさせていただきます。

私にいただいた生徒指導提要の校則それから内規を学校のホームページ等に公開してはどうかというご提言についてお答えいたします。

令和5年度、来年度の長井市の学校教育の3つの重点の一つに、スクールコミュニティーの推進を掲げました。これはコミュニティ・スクールをさらに推し進め、学校、保護者、地域が課題を共有し地域総ぐるみで取り組み、その過程の中で学校や子供たちを柱の中心に据えながら、地域のつながりをより一層強くする。そんな願いを持ったものであり、本市が今進めておりますコミュニティセンターを核にした地域づくりにもつなぐものだとして位置づけております。

この観点から、校則や内規を学校内で閉じずに地域で共有することは極めて大切だと受け止めております。いつも学校を訪れる関係者だけが理解するのではなく地域の方が理解し、校内

外の子供の姿を見詰め指導できる土壌をつくるためにも、公開については積極的に促していきたいと思っております。

また、生徒指導提要については校長会で周知についてお願いをしておりますが、各校では職員会議それから研修の場で職員に周知を図ってきたと報告を受けております。

また、先頃開催されましたいじめ・不登校連絡協議会、これは各学校の代表、それから関係者が集まっての協議会ではありますが、この中でこの研修内容の中にこの生徒指導を位置づけ、生徒指導の意義、目的、校則の運用、見直しについて生徒指導担当者等にも指導しているところであります。

2つ目、「教えるということ」を整備してはどうかというご提言についてお答えを申し上げます。

私ごとになりますが、私は大村はま先生の考え方に共鳴し、かつこの直弟子である菊地とく先生の厳しくも温かいご指導の下、授業をずっと実践してきた一人であります。大村はま先生の実践は単元学習と言われている学習で、個々の学びや興味に沿いながらその子に沿った幾通りもの題材を考え、あるときは書き、まとめ、またあるときは友と話し合いながら進めていくものです。今、個別最適な学びが提唱されておりますが、大村先生は戦後の一番すさんだ時期、このときに子供たちに学ぶ喜びを与えるという考えの下、自らつくり出した単元学習を実践してまいりました。これは個別最適な学びそのものだと私は捉えております。

加えて、議員ご案内の「教えるということ」には教師が教えるべきことはきちんと教える、主体的に学びに向かうように導くこと、そして優劣を超えてどの子にも学びがいのある具体的な実践が提唱されております。この考えに多くの教師が感銘し、いろいろな実践をこれまでもしてきております。

私も議員からご案内いただいたように、大村はま先生の指導理念は多くの教師に伝えたいと強く思っております。今年度ですけれども、ちょうど10年経験者研修の先生が国語の先生だったものですから、この講義の中で大村はまのこの「教えるということ」、これを紹介するとともに、具体的な授業について私も指導課長、指導主事3人と一緒に研修を進め、授業をつくってきたところでもあります。また、校長会の折にも大村はまの言葉はその都度紹介をしているところです。

次年度、本市の国語科教育の指導者としてお願いする予定の管理職ですけれども、この大村はまの考えを大切にしてきた実践を積み重ね、これまでも指導主事としても多くの学校で指導してきた先生であります。授業という具体的な実践の中で、授業者だけでなく研修校の先生方に広く指導してくれるものと期待しております。

本書については、学び続ける教師を育てるためにも継続して紹介をしていきたいと思っております。

整備については、むしろ私は行って、見て、買ってきてもらいたい。あればいいというものではなくて、そういったまさに教師の主体的なものを促したいと思っておりますので、そのように進めていきたいと思っております。

○浅野敏明議長 新野弘明総務参事。

○新野弘明総務参事 私のほうには、問1の市職員の時間外勤務及び休暇・休業取得状況について3点ほどいただいておりますので、順次お答えいたします。

1つ目の時間外勤務の把握、全国的平均まで戻すべきではないかのご質問でございます。

近年、本市の時間外勤務の状況につきましては新型コロナウイルス感染症の対応、あと新市庁舎移転であったり複合施設建設に係る業務に加えまして、今年度におきましては昨年8月の豪雨災害への対応、そしてマイナンバーカード普及に係る業務等々、喫緊の課題に全庁的に取

り組んでまいったところでございます。横断的な業務であるために担当課に室を設置いたしまして、各関係課職員に兼務辞令を発令しての対応としております。

議員のおっしゃるとおり、業務がある程度めどがついた時点で速やかに兼務を解き、業務負担の軽減を図る必要があると考えております。

また、時間外勤務の把握でございますけれども、今年度、令和4年の6月に庶務事務システムを導入しております、システムでの時間外勤務の管理が可能となっているところでございます。

また、月の時間外勤務時間が集計されまして一定時間を超えるとアラートが表示される仕組みとなっておりますので、長時間の時間外勤務を行っている職員の把握が瞬時に可能となっております。こうしたデータを活用いたしまして、労働安全衛生委員会のほうで健康診断の再検査情報と併せまして長時間勤務を行っている職員がいる所属長へは連絡しながら、本人の声かけを行っているところでございます。

今後、時間外勤務の縮減を図っていく上で業務分担の見直しや課内の協力体制、ノー残業デーの実施だけでは限界がございますので、先ほど副市長から答弁があったとおりデジタル技術を活用しながら効率化を図ってまいりたいと思います。

現在、税務課で確定申告を行っておりますけれども、国税と連携したデータをつくる必要がありますけれども、RPA、これは一定の決まった作業を自動化できる処理の仕組みでございますけれども、そうしたICTを活用することによりまして職員の入力作業が大幅に軽減されております。

そのほか、介護保険のほうの要介護認定事務に係る認定調査票の確認作業、大分能力が上がっておりますけれども、そこにAIを導入することによって職員の作業時間の削減につなげていこうということで今検討も行っているところで

ございます。

様々な部署にデジタル技術を取り入れまして、時間外の縮減とともに業務の効率化を図っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、(2)でございます。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりはということでございますけれども、有給休暇の平均取得日数はほぼ全国平均並みでございますけれども、夏季休暇等の特別休暇の取得については職員の9割が取得しているという状況でございます。

長井市特定事業主行動計画に掲げております子供の予防接種実施日であったり授業参観日等における年次有給休暇取得や国民の祝日、夏季休暇等々併せての連続取得等の促進を呼びかけてまいりたいと思います。

今後につきましては、例えば誕生日休暇であったり結婚記念、子の誕生日等の記念日休暇、あとは一定年齢に達した職員に対するリフレッシュ休暇等の創設も具体的に検討しながら、さらに年次有給休暇の取得促進に取り組んでまいりたいと思っております。

あと、3つ目の質問でございます男性職員の育児休業取得のための課題をどう捉えているのか、向上させるにはということでございます。

男性職員の子育てを目的とする休暇等の取得促進につきましても行動計画で定めておりまして、男性職員の配偶者出産休暇2日間、育児参加のための休暇5日間、計7日間につきましては、平均取得日数の数値目標を5日に定めております。近年は配偶者出産休暇であったり育児参加のための休暇を取得する職員も7割程度おりまして、男性職員の育児参加の意識も高まりつつあると感じておりますが、取得日数や育児休業の取得率等々、まだまだ十分とは言えない状況でございます。

育児参加のための休暇の取得日数等を向上させるためには、取得しやすい職場環境が必要となってきます。男性の育児休業取得向上のため

に休暇を取得できるから休暇を取得させる、そういった職場の意識を変えていく必要がありますので、職場の雰囲気であったり上司からの働きかけが必要かなと思っております。

本市では子育て支援を施策に掲げておりますので、市職員が率先して休暇取得できるような職場環境を整えてまいりたいと思います。

また、男性の育児参加の意識向上のため、育児に関するセミナー等も積極的に参加させていきたいと考えております。

○浅野敏明議長 横澤聡一学校教育課長。

○横澤聡一学校教育課長 私のほうからは、勝見議員からご質問いただきました（１）、（２）について併せてお答えさせていただきます。

校則について考える際、まず整理しておきたいことが大きく２つございます。

１つは、小学校、中学校という校種における決まりの成り立ちです。小学校６年間では、発達、成長による学年意識も心も１年生と６年生では大きく異なってきます。また、中学校では生徒指導が大変だった時代に特に規律が重んじられたことが背景に成り立ってきたことがございます。

２つ目は、校則の内容です。校内では事故が起きないように安全面に配慮した事項、持ち物や服装等が華美にならないように配慮した事項、意識をリセットし区切りをつけるための事項などがあり、それが学校の一日の流れに沿って示してあります。校外生活の決まりについて目を向けてみると、交通事故の防止や生徒指導上の事故防止等の観点から示されております。

小学校では低学年に合わせて決まりを設定し、理屈よりも行動して理解することに重きが置かれています。高学年には低学年のお手本としての行動を求めていますので、勝見議員からご指摘のとおり決まりが多くなりがちですし、大人の常識から照らし合わせてみると疑問を感じるものもございりますが、小学校特有の背景にある

ことを踏まえたいと思っております。

また、校外の決まりは基本的には家庭の責任に任せるべきものであるとも理解しておりますけれども、家庭にとっても学校の決まりだからという言葉がけのほう子供たちは言うことを聞くことになるのも事実だということもございます。議員からご指摘のとおり枠にはめられた印象を持つことは否めませんが、まず型を教え、学校生活の規律を身につけるといったことが学校文化の特徴でもあると捉えております。

ただ、多様化が求められる今、これらの決まりが子供や生徒の生きづらさにつながっているということも事実でございます。指導者側も決まりだからという視点で一方的に指導することで心が通わず、生徒と対峙してしまったということも実際ございます。

学校では、決まりについて教科の学習にも位置づけられているものがございます。例えば、特別な教科道徳では規律と決まりの価値項目があり学習していきます。

また、中学校公民では社会集団の中で生きるという視点から個性と集団生活、社会生活とルールについて考える項目が設定されています。

様々な授業を通して決まりの意義について考えるとともに、生徒指導提要で示されているように自分の学校の決まりについて考えを深め、児童や生徒会で考えていくこともこれからは大切なことであると考えています。

実は、今年度長井南中学校では生徒会が中心となり校則を見直そうという取組が行われました。具体的には９月に生徒会が全校生にアンケートを実施し、変えなくていいもの、変えていきたいものを整理し、変えるときに大事にしなければならないことを整理しています。また、先生方にも校則を見直すことについてのアンケートを実施し、変えていきたいものを教員側と共有しています。

その後、生徒会の代議員会を重ね、変えてい

くもの内容、具体的には頭髪、これまで男女前髪は眉の上までだったものを目にかからない程度、またソックスは白色無地だったものを白、黒、紺、グレー、茶、ベージュにするなど生徒会で全校生で共有し、生徒総会で承認を得ています。その後、校長先生への要望書ということで生徒会長の名前で提出されております。要望書の内容には、見直しを要望する目的及び内容、そして改正案をつくるに当たって考えたこと、また改正後にも大切にしたいことなどをしっかりと明記してありました。

その中で、大切にしたいことには3つ掲げており、一人一人が約束を守ること、2つ目として高い規範意識を持って生活し互いに高め合いながら今以上に充実した学校生活を送ること、3つ目として校則を見直す意識や生徒の思いを後輩に伝えていくということというものでした。

建設的にしっかり考えた南中の生徒会の校則の見直しについては、私も非常に感激したところでした。

中学生には、数年後選挙権を得て社会の形成者として責任を担う立場となります。南中学校のような活動そのものが、これから生きる大切な学びとして価値あるものであると捉えております。

また、校外の生活については親の役割等を含めて学校と家庭と子供のありようや生活について話し合い、深めるいい機会だと思います。学校には学校運営協議会等で話題にしてほしいとのお願いをしているところです。時間はこれから非常にかかると思うんですけども、決まりを窓口にして生き方について考えるいい機会としていきたいと考えております。

○浅野敏明議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 大きくは職員の勤務状況、過重にならないような形で過ごしていただきたいということと、校則の見直し、それに大村はまの著書の件でした。この3点については、

前向きといたしますか取り上げていただいて改善策等も示していただいたと感じております。

残りの時間で2点だけ質問させていただきます。

1点は副市長にお尋ねしたいんですが、さきにビジネスチャレンジコンテスト、それから少年会議、そして長井工業高校の成果発表会等がありました。その発表の内容は非常に現実的で、こういうことができたらいいなと思わせるようなことが多かったし、また会場にいた人たちもすぐにできるような中身だねという話を大分されておりました。

そこで私は考えたんですが、これを入れるってどうなるんだろう、誰がやるんだろうと。やるとしたら長井市でやるんだろうか。じゃ経費はどうするんだろうか。いや、長井市でやらないらばどこかやってくれる団体があるんだろうか。そしてそこに委託するんだろうかなどと考えて、いいアイデアなんだけれども実際やろうとするとどうなるんだろうとも感じたところなんです。副市長はああした提案に対してそれを具体化していくときにどんな感想を持たれたか。これをどうやったらできると考えたものなのか、お尋ねしてよろしいでしょうか。

○浅野敏明議長 齋藤環樹副市長。

○齋藤環樹副市長 私でよろしいですね。

議員おっしゃいました少年会議、それからビジネスチャレンジコンテストにつきましては、私もチャレンジコンテストにつきましては最初から最後まで会場で聞かせていただきました。いろいろ順位とかはついたわけですが、なかなか実現性のあるアイデア等もございました。特に1位になったアイデア、eスポーツのチームをあの場所、あるいは誘致をしているような連携を図りながらいろんな振興を図っていくということですけども、例えばその場合ですと今発表された生徒さんは3年生ということでまだ卒業されていないということで、いろんな

資金をいろんな金融機関から借りて云々とはおっしゃっておいりましたけれども、まだいろんな手助けをする、助言とかそういう部分も必要かなと思っております。

ただ、具体的にそれを市で直接するということではございませんので、どうやったらせつかくのアイデア、いろんなご意見を生かしていいのかちょっと私も今考えているところでございます。

○浅野敏明議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 いろんな提案のところで、これをじゃ事業としてやるとしたら長井市の職員としても勤務状況がどうなるのかなという感じを一方で持っていたもんですから、今回のこの休暇という質問に併せてお尋ねをさせていただきました。

もう1点、これは教育長にお尋ねいたしますが、校則の見直しに関して学校教育課長にお話しいただいたわけなんです、この校則というのは指導のためにずっと増えてきたんだと思います。その校則を見直しをするということは、一般的にその縛りが少なくなる可能性は高いわけで、そのことに対して教員のアンケートも採るということなんです、教員はその後生徒指導が難しくなるのではないかという懸念を持ったりするかと思います。そのことに関して教育長がお話しをされるとすれば、その点に関しては教員に対する理解をどのように進めようというお考えでしょうか。

○浅野敏明議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 この校則については、私、学校現場で生徒指導の担当もしておりましたし、そのときも先生方といろいろせめぎ合いがありました。これは私の個人的な考えですけども、北海道大学の決まりは紳士たれ、この一言だったと思います。私はそれが理想なんです。どうしても、例えば前だとベルトの幅が何センチだとかあったりしてました。それがあから決め

なさいというのは、やっぱり本来の生き方指導ではないだろうと思います。

ただ、今ご指摘のようにそうやって緩くすることは教師一人一人の矜持ですとかそういうのが非常に問われてくるわけです。その難しさがあって、恐らく校則を緩めるということについてはむしろ抵抗があるのかなとは思っております。

でも、先ほどからお話ししてますように校則というのは生き方指導だと思いますので、理念として、私はやっぱりできるだけ細かいところは省きながら自分の、ある意味ではその先生の生き方、そういうのを伝えることが一番大事かなと思っております。ちょっと解決策にはならないんですけども、それを私は大事にしていきたいと思っております。

○浅野敏明議長 2番、勝見英一朗議員。

○2番 勝見英一朗議員 大きなところにご回答いただきました。

以上で私からの質問は終わります。

○浅野敏明議長 ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○浅野敏明議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

金子豊美議員の質問

○浅野敏明議長 順位8番、議席番号6番、金子